

## 地域安全活動の推進について（通達）

〔 制定 平成17.11.25 例規生企・地域第39号 〕

〔 京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて 〕

地域安全活動については、これまでも地域住民の安全を守るための確な推進に努めてきたところであるが、犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化の推進について（平成16.11.8：警察庁丙生企発第64号）の警察庁生活安全局長通達等の示達に伴い、みだしのことについて下記のように定め、平成17年11月25日から実施することとしたから、実効の上がるように努められたい。

なお、次に掲げる通達は、廃止する。

- 1 地域安全活動の推進について（平成6.2.17：6京防第195号・6京地域第138号）の例規通達
  - 2 犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化の推進について（平成16.11.18：一般生企・地域・刑企・交企・公安第183号）の一般通達
- 記

### 第1 地域安全活動の基本的考え方

安全で住みよい地域社会を実現するためには、生活に危険を及ぼす犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の被害を未然に防止する活動が重要であり、この活動を推進するに当たっては、地域住民、警察、自治体等の連携及び警察活動の強化が不可欠である。

### 第2 自主防犯活動の支援についての基本的考え方

安全で安心できる地域社会とは、犯罪等の被害に遭うのではないかという不安を誰もが身近に感じることなく生活できる社会である。

警察は、地域における犯罪等の防止を図る責務を有しているが、その効果を上げるためには、幅広い地域住民が、自主防犯活動（地域住民による地域安全活動をいう。以下同じ。）に積極的に取り組むことが不可欠であり、自主防犯活動に当たる地域住民を支援し、その活性化を図ることは、警察にとって重要な課題である。

### 第3 自主防犯活動の活性化のための警察の取り組み

#### 1 自主防犯活動に対する警察の支援

警察が支援を行うべき自主防犯活動の例としては、自主防犯活動の例（別表）のとおりとし、支援は、おおむね次に掲げる内容に沿って行うものとする。

なお、地域住民の要望や地域の実情に応じ、別表に掲げる自主防犯活動以外の活動であっても地域の安全と安心の確保に資する活動に対しては必要な支援を行うなど、自主防犯活動の効果が上がるよう臨機の対応に努めること。

#### (1) 適切な情報の提供

効果的な自主防犯活動が行われるためには、警察から、地域住民にとって身近な犯罪等の発生状況、犯罪類型別の被害防止方法等地域の安全を確保する上で必要となる情報（以下「地域安全情報」という。）が提供されることが基礎となることから、地域住民が自主防犯活動に取り組み、一層活動を充実させる契機となるような適切な地域安全情報の提供

を推進すること。

## (2) 防犯講習、防犯訓練の実施等

ア 自主防犯活動として取り組まれている活動のうち参考となるものの例、地域住民が防犯パトロールを実施する際の留意事項等、地域住民が自主防犯活動に取り組むに当たり必要となる知識及び技能の向上を図るための防犯講習及び防犯訓練を積極的に実施すること。

イ 地域における安全と安心の確保のためには、地域住民一人一人の防犯意識の高揚及び自らの安全を守るための防犯対策が前提となることから、侵入手口等を踏まえた防犯対策の普及のため、防犯設備士等の専門家の参加を得て、犯罪類型、対象者等に応じたより効果的な方法を選んで防犯教室を開催するなど、参加・体験・実践型の防犯学習の機会を確保すること。

ウ 自主防犯活動を行う団体との合同パトロールの実施等、実際の活動を通じた自主防犯活動のノウハウの伝授にも取り組み、顔の見える支援に努めること。

## (3) 「こども110番のいえ」等既存の防犯ボランティアとの連携の確保

地域において「こども110番のいえ」等として活動している個人及び商店等並びに職域防犯団体等既存の防犯ボランティアに対して、引き続き前記第3の1の(1)及び(2)に掲げるところを踏まえた支援の充実に努めるとともに、必要に応じて地域における自主防犯活動への参加を促すなど、自主防犯活動を行う各主体間の連携の確保がなされるよう調整に努めること。

## (4) 防犯推進委員の活性化と支援

防犯推進委員は、警察署長等から委嘱を受け、地域安全情報の地域住民への伝達、地域住民の身近な犯罪又は身近に不安を感じる事案に関する要望等の取りまとめ、防犯パトロール等の街頭活動を行う地域安全活動のリーダーとして位置付けられ、設置以後長期間にわたり継続的かつ効果的に運用されているものと認められるが、更に防犯推進委員の活動の活性化を図るため、引き続き前記第3の1の(1)及び(2)に掲げるところを踏まえた支援の充実に努めること。

## 2 地域安全安心ステーションモデル事業の推進

地域安全安心ステーションモデル事業（地域住民が自主防犯活動に取り組む際の活動拠点となる地域安全安心ステーションの整備及び活動拠点を中心とした自主防犯活動を促進するため、警察庁が地域安全安心ステーションモデル地区を指定して実施する事業をいう。）のモデル地区として指定を受けた地区においては、当該指定に基づき設置される推進協議会を中心として実施される地域住民の自主的な防犯活動の促進を図るとともに、警察による前記第3の(1)及び(2)に掲げるところを踏まえた支援の充実に努めること。

## 3 関係機関・団体との連携

自主防犯活動に対する支援は、警察のみならず、防犯協会、自治体及び消防と連携しつつ、それぞれが役割を果たしていくことが必要であることから、連携に当たっては、次の事項に配慮すること。

### (1) 防犯協会との連携

防犯協会は、傘下団体である防犯推進委員協議会に対し、被服等の資機材、活動経費等の支援を行って、地域安全活動の活性化を図ってきたところであるが、最近では、防犯推進

委員以外の防犯ボランティア団体による自主防犯活動が活発になっている現状を踏まえ、防犯協会との連携を強化して、防犯ボランティア団体に対する連携の促進及び支援を働きかけること。

#### (2) 自治体との連携

自治体に対しては、地域安全活動の重要性について理解を得るように努めるとともに、自主防犯活動の支援に係る事業費等の予算措置及び防犯意識の高揚、防犯まちづくり等に関する市町村条例の制定の促進を働きかけること。

#### (3) 消防との連携

消防は、地域における災害予防等の活動を行っており、特に消防団については、地域に根ざした活動を行い、その活動の過程において防犯活動への協力を求めることが可能であることから、消防団との積極的な連携・協力に取り組むこと。

### 4 生活安全産業関係者との連携

警備業、防犯設備関連業、鍵取扱業等日常生活における防犯システムを構成する生活安全産業を営む者に対して、業種の特性を生かし、自主防犯活動への参加及び支援を行うよう要請するとともに、防犯講習、防犯訓練、防犯相談等の安全・安心まちづくりのための幅広い活動の実施に際し、生活安全産業に携わる専門家の協力が確保できるよう連携体制の構築に努めること。

## 第4 自主防犯活動の支援における留意点

### 1 地域安全情報の的確な把握及び分析

地域住民が真に必要とする地域安全情報を提供するため、生活安全及び地域警察部門においては、刑事警察部門、交通警察部門等との緊密な連携の下に地域安全情報の的確な把握及び分析に努めることとし、情報の収集及び分析に当たっては、地域住民の要望に適合した地域安全情報の提供を可能とするため、小学校区、自治会等の警察署の管轄区域より小さく地域住民にとって身近で地縁のある範囲を単位とするよう努めるものとする。特に、地域住民が身近に不安を感じるような犯罪が発生した場合には、刑事警察部門との緊密な連携の下に、必要に応じ防犯対策上必要な資料を収集するため犯罪現場臨場に努めるとともに、適時適切な防犯指導を行うものとする。

### 2 自主防犯活動実態の把握、住民の要望に即した支援等

#### (1) 自主防犯活動の実態把握

地域においてどのような自主防犯活動が行われているかを把握することは、自主防犯活動に対する支援の充実強化に当たって必須の前提であり、各警察署管内において自主防犯活動を行っている団体・組織の把握に努めること。

#### (2) 住民の要望に即した支援の実施

自主防犯活動に対する支援は、地域の特性、地域住民の要望等に即したものとなる必要があり、防犯講習会等の会合を開催する場合には、休日、夜間等に開催時間を設定することを考慮するなど、地域住民の立場に立った支援の実施に努めること。

#### (3) 実態の把握及び支援の実施上の留意点

実態の把握及び支援の実施に当たっては、いやしくもプライバシー等個人の権利を侵害し、及び地域住民の自主性を損なうものとなったりすることのないよう留意すること。

## 別表

### 自主防犯活動の例

#### 1 安全安心パトロール

- (1) 犯罪の防止等のためのパトロール
- (2) 登下校時間帯における通学路等の警戒
- (3) 祭礼時の警戒
- (4) 青色回転灯を装備した車両を使用した防犯パトロール
- (5) 子ども、高齢者等犯罪等の被害を受けやすい者に対する連絡・訪問

#### 2 地域安全情報の集約・発信

- (1) 防犯灯が設置されていない道路、見通しが悪い公園等犯罪が発生する危険性の高い箇所及び事故・災害危険箇所の把握
- (2) 迷惑行為、深夜における少年のたまり場等に関する情報の収集
- (3) 地域安全情報に基づき、犯罪等の発生しやすい箇所及びその理由、実際に犯罪等が発生した場所等を表した「地域安全マップ」の作成及び広報
- (4) インターネットを活用した電子掲示板及び電子メールネットワークの構築
- (5) 防犯協議会の開催等を通じた地域住民の要望の集約

#### 3 安全安心のための自主的活動の参加拡大

- (1) 防犯教室、防犯講習及び防犯訓練の実施等による幅広い地域住民が参加できる機会の提供
- (2) 幅広い地域住民に対する防犯広報の実施等による自主防犯対策の呼び掛け